

令和4年度

新島村子育て応援給付金のご案内

- 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、子育てを行う保護者に対し臨時特別的な給付措置を行います。
- **支給対象者** = 令和4年11月1日現在で新島村に住所を有する保護者（満18歳以下（平成16年4月2日～令和4年11月1日生まれ）の者と生計を同じくする親権を行う者又は後見人） となります。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**となる場合があります。

給付金の支給額

子育てを行う保護者に対し
子ども1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

令和4年12月～令和5年1月
中旬が目安です

支給対象と申請の有無

「子育て応援給付金」支給のお知らせについて

「支給のお知らせ」が届いた

村で支給要件を満たすことが確認できる方に郵送いたします。
内容を確認し不備がない場合。

申請が不要です

※指定口座に振り込まれます。

受取拒否や、受取方法の変更を希望される場合は、役場民生課福祉介護係までお電話にてお申し出ください。

届出期間：令和4年11月14日（月）
～令和4年11月30日（水）
平日 午前8：30～17：15

「支給のお知らせ」が届かない

例）・本年度になり、保護者となった。
・保護者は新島村に住所があり、子どもの住所が島外の場合。（単身赴任等）

申請が必要です

申請期間：令和4年11月14日（月）
～令和4年12月19日（月）
平日 午前8：30～17：15
役場民生課又は、各支所窓口申請書がありますので、窓口にて提出ください。
（新島村ホームページからダウンロードできます）

（問い合わせ先） 新島村役場 民生課 福祉介護係

TEL 04992-5-0243